特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、障害者自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務に係る特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和7年10月3日

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務				
②事務の概要	障害者総合支援法による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務を実施する。 特定個人情報ファイルを使用して実施する具体的な事務は以下のとおり。 1. 支給認定に関する事務 2. 支給認定の変更に関する事務 3. 再交付に関する事務 4. 氏名、居住地等申請内容の変更の届出に関する事務 5. 自立支援医療費の支給認定の取消し 6. 返還に関する事務 <public hub(pmh)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務="" medical=""> ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</public>				
③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)				
2. 特定個人情報ファイル名					
自立支援医療受給者証(精神	通院) 交付情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条 ・番号法19条6号				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項、145の項、146の項 ○情報提供に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 80の項				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	香川県健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

香川県健康福祉部障害福祉課 総務・県立施設グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3291

香川県精神保健福祉センター

〒760-0068 香川県高松市松島町一丁目17番28号

TEL:087-804-5567

香川県総務部広聴広報課県民室

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061

各県民センター

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

香川県健康福祉部障害福祉課 総務・県立施設グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3294

連絡先

請求先

香川県精神保健福祉センター 〒760-0068 香川県高松市松島町一丁目17番28号 香川県高松合同庁舎4階 TEL:087-804-5567

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年3月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	画書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネ	ットワークシステ	テムを通じた	:入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワー	-クシステムを	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手)	τ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	バー登録や副本登録の 住所を含む3情報による る事務では、上記のほれ れの局面においても複数 分であると考えられる。	際には、本人からの 5照会を行うことを厳号 か、下記の局面で特定 数人での確認を行うよ 個人番号及び本人情幸 がある申請書等の保				
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部	B監査 [O] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って「	.va]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
	8)特定個人情報の)漏えい・滅失・毀損リ	スクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	8)特定個人情報の)漏えい・滅失・毀損リ 教育・啓発				

変更箇所

変更固 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実績機関における担 当部署	②所属長 障害福祉課長 久保 賀津彦	②所属長 障害福祉課長 小瀧 賢士	事後	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1,対象人員の時点	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実績機関における担 当部署	②所属長 障害福祉課長 小瀧 賢士	②所属長 障害福祉課長 久保 幸司	事後	
平成31年1月1日	Ⅳリスク対策	なし	IVリスク対策の記載が新たに加わったため新た に記入	事後	
平成31年1月1日	II しきい値判断項目 1.対象人員の時点	なし	平成30年12月31日	事後	
平成31年1月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	なし	平成30年12月31日	事後	
平成31年1月1日	I 関連情報 5.評価実績機関における担 当部署	②所属長 障害福祉課長 久保 幸司	②所属長 障害福祉課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステム による情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 (情報照会および提供)	②法令上の根拠 番号法第19条第8号 (情報照会および提供)	事後	
令和6年10月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	香川県知事は、障害者自立支援医療受給者証 (精神通院)の交付に関する事務に係る特定個 人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情 報の不適正な取扱いが個人のブライバシ一等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識 し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを軽減させるために適切な措置 を講じ、個人のブライバシ一等の権利利益の保 護に取り組んでいることを宣言する。	香川県は、障害者自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務に係る特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のブライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	法令上の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第九条第1項 別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第六十条	法令上の根拠 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	②法令上の根拠 ・情報照会の根拠 ○番号法第19条第7号 別表第二 108の項 109の項 110の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号)第55条第3号及び第4号 ・情報提供の根拠 ○番号法第19条第7号 別表第二 56の2の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号)第30条第11号		事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	_	_	事後	様式変更による
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人員の時点	令和2年4月1日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年10月1日	Nリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	_	十分である	事後	様式変更による
令和6年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	_	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え れる対策	_	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者総合支援法による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務を実施する。特定個人情報ファイルを使用して実施する具体的な事務は以下のとおり。 1. 支給認定に関する事務 2. 支給認定に関する事務 3. 再交付に関する事務 4. 氏名、居住地等申請内容の変更の届出に関する事務 5. 自立支援医療費の支給認定の取消し 6. 返還に関する事務	障害者総合支援法による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務を実施する。特定個人情報ファイルを使用して実施する具体的な事務は以下のとおり。 1. 支給認定に関する事務 2. 支統認定に関する事務 4. 氏名、居住地等申請内容の変更の届出に関する事務 5. 自立支援医療費の支給認定の取消し 6. 返還に関する事務 5. 自立支援医療費の支給認定の取消し 6. 返還に関する事務 5. 自立支援医療費の支給認定の取消し 6. 返還に関する事務 6. 自立支援医療費的支給認定の取消し 6. 返還に関する事務 6. 自立支援医療費的支給認定の取消し 6. 返還に関する事務 6. 自立支援医療費的成別を活動に対した情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH) 本事務に係る公費医療費助成の組入番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナボータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/関策が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費の発給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格権認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/関策することが可能となる。	事前	PMHを活用した情報連携に係るシステム改修の開発・運用テストが10月から開始する予定のため、2日本の10月から開始する予定のため、2日本の10月が10月が10月が10月が10月が10月が10月が10月が10月が10月が
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、統合宛名システム	精神保健業務管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)	事前	PMHを活用した情報連携に係るシステム改修の開発・運用テストが10月から開始する予定のため。(正式運用は令和8年3月2日予定)
令和7年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表117の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表117の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条、番号法19条6号	事前	PMHを活用した情報連携に係るシステム改修の開発・運用 テストが10月から開始する予 定のため。(正式運用は令和 8年3月2日予定)
令和7年10月3日	VI リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない、十分である。	事前	PMHを活用した情報連携に係るシステム改修の開発・運用テストが10月から開始する予定のため。(正式運用は令和8年3月2日予定)